

議案第12号

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正を踏まえ、育児休業の取得要件等を改めるため、提案するものであります。

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の育児休業等に関する条例（平成4年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。）」を「同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改め、同条第3号ア及びイ中「配偶者」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第2条の4第1号中「配偶者」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第2号中「の配偶者」を「の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に、「当該配偶者」を「当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第4条第5号及び第5条中「配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第12条第1項中「配偶者」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市職員の育児休業等に関する条例第2条の3，第2条の4，第4条及び第5条の規定は，この条例の施行の日以後の請求に係るものについて適用し，同日前の請求に係るものについては，なお従前の例による。